

会費の償却等について
(案)

当機関は会員に対し会費を請求し、定款第54条第1項の規定に基づき、会員は会費の請求の通知を受けてから1か月以内に会費を納入しなければならない。

今回、会費の納入を滞納している会員のうち、解散又は電気事業の廃止により、今後回収困難が見込まれる脱退会員3者に対する債権を償却する。(これに伴い、当機関の損益計算書の貸倒損失として計上する。)

なお、会費滞納発生時の対応については、昨年と同様、督促・催告を経て、第425回理事会(2023年10月18日)において議決を行ったように、定款の規定に基づく公表や国への報告を行い、会計においても適正を期すとともに、必要に応じ勧告、制裁といった選択肢も含め、一層厳正かつ実効的に対処していく。

1. 会費を償却する会員数
3者

2. 償却金額

合計40,000円

[内 訳]

- | | | | |
|-----------|---------|------|-------------|
| ・2022年度会費 | 10,000円 | <1者> | |
| ・2023年度会費 | 30,000円 | <3者> | ※1者は2年連続の滞納 |

3. 償却時期

2024年3月31日

4. 償却理由

- (1) 法人の解散
- (2) 電気事業の廃止

以上

<参考>

(会費)

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。